

○附属機関の設置等に関する条例（一部抜粋）

昭和 28 年 4 月 7 日

条例第 2 号

改正 平成 25 年 7 月 5 日条例第 40 号

附属機関の設置等に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置等に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、法令又は他の条例に定があるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

（昭 51 条例 38・一部改正）

（附属機関の設置）

第 2 条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

| 附属機関の名称 | 担任する事務 |
|-------------|--|
| 和歌山県河川整備審議会 | 県が管理する河川の整備に関する方針、計画及び評価についての重要事項の調査審議に関する事務 |

（執行機関への委任）

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

（和歌山県河川審議会条例の廃止）

2 和歌山県河川審議会条例(平成 11 年和歌山県条例第 15 号)は、廃止する。

附 則(平成 25 年 7 月 5 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。